

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の
特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 報告を免れるおそれがないものとして特定取引から除外される取引の範囲に、振替特別法人出資に係る特別口座の開設を受けることを内容とする契約の締結を加えることとする。(第 16 条の 8 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 80 号）の施行の日から施行することとする。(附則関係)